



2026年 1月22日
第129号

JR東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 梶田 優一
編集 情宣 担当
ホームページ



<http://www.jreu-yokohama1.jp/>

横地申
第9号

公平・公正な過半数代表者の選出を求める申し入れ その②

5. 過半数代表者の選出において、買収と疑われる行為や物品等の配布を行わないよう指導すること。

【会社回答】 過半数代表者は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、適切に行っている。なお、立候補者および推薦者に対しては、禁止事項や遵守事項に違反した場合や就業規則に反する行為が確認された場合、公平・公正な選出に疑義が生じた場合には、会社は必要な対応を行うことを周知している。

組合	会社
会社としてこうした事として認識しているものはあるか。	新横浜駅のテンポラリースタッフに企画担当がカレンダーを渡した事象については認識しているが、町田統括センターとして企画担当がテンポラリースタッフにカレンダーを渡すことは業務として行っている。
橋本駅のテンポラリースタッフには町田統括センターの企画担当がカレンダーを渡しに来ていないがどうということか。	駅に常駐する管理者がいる場合は管理者が渡しており、常駐する管理者が居ない場合に企画担当が巡回のタイミングなどで渡すこととなっていた。
立候補予定者だからという事はなかったのか。	フタを開けたら立候補者だったというだけである。遡ってみればそのように捉えられるかもしれないが、配布している時には立候補するとは決まっていなかった。
遡のぼりカレンダーを配ったのが立候補者だったということだが、期間中にはそのような事はないという事で良いか。	一切そのような事はないという認識。
立候補した人がバレンタインだからとお菓子を配ったという話を聞いたがこのことについてはどうか。	バレンタインなのか代表選に基づいたのかは会社として把握はしないが、疑義が生じないように対応するようには説明しているのだからバレンタインということではないか。
バレンタインだからとしても物を渡すという行為は周りから見ると買収と疑われることを認識してもらいたい。	<u>疑義が生じないように立候補者への注意を徹底していきたい。</u>

6. 社員に対して個別面談や1on1ミーティング等で特定の候補者への投票を強要しないこと。

【会社回答】 過半数代表者は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、客観的に公平かつ適正な方法で選出している。今後も法令等を遵守し、選出手続きの公平性・公正性を確保していく考えである。

組合	会社
これまでも申し入れなどしてきているが、社員から不安の声が上がっているため、個別面談や1ON1ミーティングだけでなく添乗など様々な場で特定の候補者への投票を強要しないということを改めてしっかりと指導すること。	個別面談や1ON1ミーティングだけでなく添乗の場面で特定の候補者への投票を促す、 <u>強要することは会社としてあってはならないことだと認識している。</u>

7. 候補者が自らの執務エリア外の職場へ立ち入り、社員に対して候補者であることを伝えることを認めること。

【会社回答】 過半数代表者は、労働基準法施行規則第6条の2に基づき、適切に選出を行っている。今後も法令等を遵守し、選出手続きの公平性・公正性を確保していく考えである。なお、候補者については、所信表明及び推薦に係る掲示の掲出を認めている。

組合	会社
このことについて会社の考えはどうか。	過半数代表者選出における立候補者は業務時間外で行ってもらうので業務時間外に職場に立ち入るのは就業規則といった観点から認められるものではない。
融合と連携で来ていた社員や委員会などで突然来た社員が直後に立候補しているなどフタを開けてみればという事例が多数発生している。	意見と主張は受け止めながら適切・適性に選出が行われるように会社の方も行っていく。
<u>疑わしき時は指導するという事で良いか。</u>	<u>必要な対応はとっていく。</u>
後に統括センターの立候補者となる人物がなぜか全員ヨコハマネットの記事の中で登場したり、連携と融合で職場に来ている。選出期間のみ自らの執務エリア外の職場に立ち入ることも認めて良いのではないか。	過半数代表者選出をするかどうかや立候補するかどうかは選出期間に入らないと分からない。 <u>業務の都合で偶然そうっただけである。業務時間外で職場に立ち入ることは認められない。</u>
自身の所信表明や推薦文書が掲示されているかを各箇所に確認しに行くこともできないのか。	所信表明や推薦文書が全職場に掲示されるのは法令に基づいて公平・公正に手続きを行うにあたって大事な事なので責任をもって行っていく。
確実に掲示がされたということを確認できない。	統括センターにおいて法令に基づいて公平・公正に手続きを行うということに基づいて行っている。

2・3・4・7項で回答できなかった部分は、次回選出手続きまでに各統括センターに確認し、回答する事を確認しました。